

守口市教育委員会定例会

○日 時 令和7年1月17日

午後3時30分～午後4時25分

○場 所 守口市役所 6階 教育委員会会議室

○出席者

教 育 長 田 中 実

教育委員

教育長職務代理者 杉 岡 佐 緒 理

委 員 田 中 満 公 子

委 員 古 川 知 子

事 務 局

教育監 水川 登志雄 教育部次長 平田 誠

学校教育課長 水野 敦夫 保健給食課長 鈴木 将巳

教育センター長 佐々木 幸子 子育て支援政策課長 大下 浩二

教育総務課長代理 北口 妙美 学校教育課長代理 山口 喜孝

子育て支援政策課長代理 津田 直紀 学校教育課主幹 市川 忠樹

学校教育課主幹 赤城 敬二 教育総務課主任 鮎谷 尚

学校教育課主任 前馬 彰策

○田中教育長 では、ただいまから教育委員会の定例会を開会いたします。

本日、中野委員が所用のため欠席届を提出されておりますが、委員の過半数の方にご出席いただいておりますので、会議は成立しております。

日程第１、「会期について」お諮りいたします。本日の定例会の会議時間は、午後３時半から５時半までの２時間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田中教育長　異議なしと認め、会議時間は午後５時半までの２時間といたします。

次に、日程第２、「会議録署名委員の指名について」です。本日の署名委員は、古川委員をご指名申し上げます。よろしくお願いいたします。

次に、日程第３、「前回会議録の承認について」お諮りいたします。既に委員の皆様には９月２７日に開催されました、教育委員会９月定例会会議録（案）及び１０月１１日に開催されました、１０月定例会会議録（案）を配付いたしております。原案のとおり承認及びホームページに掲載することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田中教育長　異議なしと認め、教育委員会９月定例会会議録（案）及び教育委員会１０月定例会会議録（案）については、承認することといたします。

日程第４、議案第１号「守口市奨学資金条例に基づく貸付金に係る債権の放棄についての意見」、これを議題といたします。議案の説明をお願いします。

○平田教育部次長　教育長。

○田中教育長　平田教育部次長。

○平田教育部次長　それでは、議案第１号「守口市奨学資金条例に基づく貸付金に係る債権の放棄についての意見」をご説明いたします。議案書１・２ページ、今回は２ページのほうをご覧いただきたいと思います。今回対象となる債権は１件でございます。当該貸付金は、主債務者が令和６年１１月１１日付で死亡しており、かつ連帯保証人１名が死亡、１名が居所不明であるため、回収できる見込みがない者を対象としております。放棄する債権の額は２万２，０００円。また、債権放棄の日までの延滞金についても放棄するものでございます。

次に、意見案についてでございます。本市教育委員会においては、守口市奨学資金

条例に基づき、過去に入学準備金及び就学金の貸付けを行っていました。当該貸付金のうち、償還期限を経過してなお、未納の者については、随時督促状の送付、電話や訪問催告などを行い、債権の回収に努めているところでございます。今般、守口市奨学資金に係る債務者の死亡が判明しました。当該債務者は、貸付当時2名の連帯保証人を設定していますが、1名は死亡、もう1名は居所不明であるため、本件については、事実上債権回収が不可能でございます。回収不能債権を保持し続けることは、適切な債権管理の観点から妥当とは言えません。つきましては、当該債権の放棄が必要でございます。

意見案については以上でございます。今後は、本日ご決定いただきます教育委員会の意見を踏まえ、当該債権の放棄について、守口市議会2月定例会に上程しようとするものでございます。誠に簡単な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○田中教育長　説明が終わりました。このことにつきまして、何かご意見・ご質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

ご意見・ご質問がないようでございますので、このことについて採決いたしたいと思います。議案第1号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田中教育長　異議なしと認め、議案第1号につきましては、原案どおり決定いたしました。

次に、日程第5、議案第2号「令和7年度　ＩＣＴ活用による子どもの体力向上事業への参加について」を議題といたします。議案の説明をお願いします。

○水野学校教育課長　教育長。

○田中教育長　水野学校教育課長。

○水野学校教育課長 本事業につきまして、大阪府教育庁を通じまして、参加意向について照会がございました。本市では、小学校等５年生と中学校等２年生が悉皆調査となっている全国体力・運動能力、運動習慣等調査の時期に合わせ、小学校等６年生、中学校等１・３年生で実技に関する調査を実施しており、小学校５年生段階から、経年比較を行いつつ、結果等を基に各校で体力向上アクションプランを策定し、子どもの体力・運動能力の向上に係る取組みを進めています。本事業については、令和４年度よりモデル事業が実施され、令和５年度より悉皆調査となっており、本市でも市立小学校及び義務教育学校が参加しております。後ほどその結果概要も説明させていただきます。

それでは、事業の内容について、５ページからの実施要領（案）の項目に沿って説明をさせていただきます。５ページをご参照ください。１．「調査の目的」につきましては、「（１）子どもの体力・運動能力等の状況に鑑み、大阪府の子どもの体力・運動能力及び運動・生活習慣等の実態を把握・分析することにより、子どもの体力・運動能力等の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。

（２）市町村教育委員会、小学校等が自らの子どもの体力・運動能力の向上に係る施策や取組みの成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、そのような取組みを通じて、子どもの体力・運動能力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

（３）小学校等が子ども一人ひとりの体力・運動能力や運動・生活習慣等を把握し、学校における体育・健康等に関する指導などの改善に役立てる。」となっております。

３．「調査対象及び調査内容」について説明いたします。対象は小学校の３・４年生の全児童となっております。児童が行う調査内容としては、実技に関する調査と生活習慣等に関する調査があります。実技に関する調査では、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、２０メートルシャトルラン、５０メートル走、立ち幅跳び、ソフトボール投げを行います。

次に、4 番以降のことにつきましては、4 ページにお戻りいただきまして、スケジュールフロー図をご覧くださいながら説明をさせていただきます。調査結果の提供については、右下の図にありますとおり、産官学の連携のもと、8 月頃に行われます。各学校では調査結果を活用し、体力向上アクションプランの検証・改善を行います。学校が行うこととしましては、4 月から5 月16 日までの期間に、前年度までにおける児童の体力・運動能力や運動・生活習慣等の状況から、学校における体育、健康等に関する指導の計画を策定すること、また、児童の調査後8 月末までの期間に、調査結果を踏まえて、子どもの体力・運動能力の向上に係る取組みの改善を図ることです。

ここで令和6 年度の結果概要を説明いたします。議案書9 ページをご参照願います。小学校3 年生の男女及び小学校4 年生女子については、多くの種目で府平均を上回っております。ちょうど府平均を上回っているのが、白い菱形マークになっております。中でも長座体前屈は、国平均も上回っています。また、昨年度は20 メートルシャトルランが課題でしたが、小3 男子及び小4 男女で、前年度の記録を上回りました。年度当初の体育研修の機会などに、やはり走っている児童に周りの児童が声を出して応援してあげることや、事前にしんどくなくても諦めず1 回でもたくさん走るよう声がけをすることなどが、児童が持っている力を最大限に発揮する手助けになるということを担当の先生方にお伝えしました。大きく成果が出た学校では、走っている児童を皆で応援したり、実施前に各自に目標を持たせてから取り組んだりしたということでした。お互いに回数を競って取り組んだ児童は、諦めず、自分の力を出し切って走ることができていたということでした。課題は小3・4 男女ともに立ち幅跳びとなっております。昨年、同学年の数値よりも低く、また、府平均よりも約2 から5.5 センチ下回っています。立ち幅跳びは、足を曲げて伸ばす動き、大きな腕の振り、目線や飛び出す角度、着地など、これらをタイミング、バランスよく一連で行う全身運動となっています。持続的な動きではなく、瞬発的な動きであることから、測定する際には準備運動及び事前の動きの習得はもちろん、集中して自分のタイミングで力を発揮

できるよう、落ち着いた環境で実施することも必要です。各校では、調査結果を基に検証・改善し、取組みを進めているところです。

教育委員会としましては、全国体力調査だけでは、この結果を踏まえた対策の時間が限られていることもあり、本事業に参加することは、9歳から12歳頃の成長の発達が著しい時期に効果的な取組みを行うことで、子ども達が自ら学び、自分の強みや弱みを確認しながら、体力向上に向けた運動に対する意識改善に資するものと考えております。令和7年度も本調査に参加することで経年での比較等を行い、学校が子ども一人一人の体力・運動能力や運動・生活習慣等を把握し、学校における体育、健康等に関する指導などの改善に役立てることで、子どもの体力・運動能力に対する意欲を高めることができるものと考えております。

以上、令和7年度ICT活用による子どもの体力向上事業へ参加することにつきまして、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○田中教育長 ありがとうございました。説明が終わりました。ただいまのことにつきまして、ご意見・ご質問がございましたらお願いいたします。

○古川委員 教育長。

○田中教育長 古川委員。

○古川委員 ご説明ありがとうございます。参加については賛成ですけれども、今お話の中で声かけをしたり応援したり、何か目標をあらかじめ決めておくことで伸びたというのは、すごくすてきな感じだと思っているのですけれども、生活習慣とか、年々の改善みたいなことを聞いておられたら教えていただきたいと思います。

○市川学校教育課主幹 教育長。

○田中教育長 市川学校教育課主幹。

○市川学校教育課主幹 生活習慣調査も、この概要には載せていないのですが、採っておりまして、経年で確認しております。基本的には昨年の学年と比較してまして、大きな変化はないという結果が出ています。ただ、スマートフォン、パソコン、

このあたりの画面を平日に見ている時間というところの部分が、3年生男女ともに5時間以上というのが5%以上も増えているという現状がありまして、これはどうかなのというところがあるのですが、ただスポーツ能力の結果を見ると、3年生男女ともに印がたくさんついているので、昨年と比べると高い結果が出ているというところから、相関関係とは、逆の部分も見られ、一概に多く使用しているから、体力が落ちているとは言えないと捉えており、分析がしっかりと必要と考えています。

以上です。

○田中教育長 よろしいですか。

ほかにありましたらお願いいたします。

○杉岡委員 教育長。

○田中教育長 杉岡委員。

○杉岡委員 質問ですけれども、担任の先生が測定されるのでしょうか。

○市川学校教育課主幹 教育長。

○田中教育長 市川学校教育課主幹。

○市川学校教育課主幹 学校全体で、この日のこの時間に実施しますというふうに取り組んでいる学校がほとんどです。地域の方のボランティアの協力も得たりとか、そういった形でいろいろな方の支援を受けながら取り組んでいます。もちろん子ども達、体育委員や、ほかのスポーツ、5・6年生も一緒にやっていますので、そこで測定に関わったりというようなところで、子ども達の活躍もございます。

○田中教育長 よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

○田中委員 教育長。

○田中教育長 田中委員。

○田中委員 ということは、位置付けとしては、特別活動という位置付けで実施されているのですか。

○市川学校教育課主幹 教育長。

○田中教育長 市川学校教育課主幹。

○市川学校教育課主幹 実際に運動というところで、個々の運動能力を高めるという意味ではないですけども、関連するようなことを体育の授業等でも取り入れながら、小学校低学年で運動遊びとか、そういった中でもこういった動きを意識しながら取り組むというところで、基本的には体育の授業でカウントいたします。

○田中委員 分かりました。

○田中教育長 私からもいいですか。スポーツ庁がやるテストはなかなか結果が返ってこないの、結局当該年度では対応ができない、でもこれはICTを活用するので、すぐに8月になったら対応できるから、アクションプランの練り直しができるというのがメリットだと思うのです。これまで練り直しをして、効果やその翌年の結果とか変わったところはありませんか。もし把握していたら教えてください。

○市川学校教育課主幹 教育長。

○田中教育長 市川学校教育課主幹。

○市川学校教育課主幹 基本的には練り直しを全ての学校でしてしまして、学校と共有しながら、こちらも助言をして対応しているところです。やはり同じ子ども達を同じ集団で見ていったときに、年齢が上がるので、単純に取り組みだけで成果が出たかというところの捉えというのはなかなか難しいというのは、学校と話をしているところです。ただ同じ学年で見たときにも、集団が違ふというところで難しいなということはあるのですけれども、傾向としまして、やはり冬の時期にマラソン習慣をきっちり取り組んでいこうというふうに、変化を踏まえてやっている学校とか、あと縄跳びですね、こういったところも持久力をつけるために技術、飛び方だけでなく、ちょっと長く飛ばせてみようかというような取り組みを意識的にされているところをこちらも把握しておりまして、そういったところは幾つかありまして、結果として持久力やシャトルランなど、今回の向上が見られたようなところは、一定成果があるのかな

とこちらも捉えています。

○田中教育長 ありがとうございます。

続けてすみません、これはちょっと語弊があるかも分からないのですが、単に得点が上がればとか、記録が上がればいいというものではないと思っているのですね。私も前職で多くの学校現場に行きましたが、その際さっきご説明があったような子ども達の意欲をかきたてるような声かけとか、目標設定というのがなされているところが結構少なかったのです。これは守口がということではなくて、さっき測定はどうされているかというご質問もあったのですけども、まるで身体測定のように流れ作業的にしているところが結構ありました。私も行っていたときに、もっと声をかけたらいいのに何で声をかけないんだろう、私が声をかけて、ここが全国の目標だから、ここを目標にしようとかと言うと、すごく頑張るのです。これはそれぞれにいろいろなコツがあります。普段やらない動作がたくさんあって、例えば立ち幅跳びというのは、さっき複雑な動作を水野学校教育課長が説明されましたけども、ああいうのは3年生、4年生でやったことない動作なので、できません。でも、ある学校に行ったら、先生が口で説明して、さあ、どうぞみたいな感じになっているのですね。ですから、せっかく子どもはここまで伸びる可能性があるのに、説明を怠ったというか、ちょっとはしょってしまったために、子ども達が何かとならないように、ぜひ学校全体で取り組むようにしてほしいなと思っております。よろしくお願いします。お答えは結構です。

ほか、よろしいでしょうか。

それでは、この採決をいたしたいと思います。議案第2号につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田中教育長 異議なしと認め、議案第2号につきましては、決定いたしました。

日程第6、議案第3号「令和7年度全国学力・学習状況調査への参加について」を

議題といたします。議案の説明をお願いします。

○水野学校教育課長 教育長。

○田中教育長 水野学校教育課長。

○水野学校教育課長 それでは、議案書 10 から 11 ページ及び別紙としまして、机上に実施要領を置かせていただいております。そちらをご覧ください。まず、議案書 11 ページにつきまして、ご説明いたします。こちらは別紙の実施要領のほうをまとめさせていただいたものです。それとあと、本市の考え方について上段に示しております。児童生徒の学力向上及び学習状況の改善は、本市の重要課題であり、これまでも当該調査等に参加することで、本市の児童生徒の学力や学習状況調査を把握・分析し、教育施策の成果と課題の検証を行い、その改善を図ってまいりました。令和 7 年度においても、教育施策の検証・改善及び学校における教育指導の充実等を図るため、実施要領に基づき参加する意義があると考えております。

次に、下段のところになります。令和 7 年度調査の概要を示しております。実施内容について、小学校 6 年につきましては、教科に関する調査の国語、算数、理科と併せて、児童質問調査が実施されます。また、中学校 3 年につきましては、教科に関する調査の国語、数学、理科と併せて、生徒質問紙調査が実施されます。学校につきましては、学校質問紙調査が実施されます。理科につきましては、これまで 3 年に一度程度実施されております。小学校は紙による調査実施となりますが、中学校では、学習用タブレット端末を活用した C B T 方式で実施されます。

実施の基準日は 4 月 17 日となりますが、中学校理科及び生徒質問紙調査は 4 月 14 日から 17 日の期間で実施することとなっております。

児童質問紙調査につきましては、4 月 18 日から 4 月 30 日まで、学校質問調査につきましては、4 月 1 日から 4 月 17 日までに実施となっております。

以上、誠に簡単な説明ですが、これまでの学力向上に向けた取組みをさらに進めるため、令和 7 年度全国学力・学習状況調査へ参加することにつきまして、ご審議の上、

ご決定賜りますようお願いいたします。

○田中教育長 ありがとうございます。説明が終わりました。ただいまの内容につきまして、ご意見・ご質問等がございましたらお願いいたします。

○古川委員 教育長。

○田中教育長 古川委員。

○古川委員 こちらに参加については賛成なんですけれども、せっかく参加します
ので、市内の各学校の中で、すごく頑張っておられる学校とかを割と紹介していただ
くことが多いのですけれども、伸び悩むというか、それが数だけで見るわけではない
かとは思いますが、なかなかうまく取組みが進まないところへの支援にも何か
繋げられたらいいかなと思いますので、まとめる際に、そんな情報もいただけたらと
いうふうに思っております。

○前馬学校教育課主任 教育長。

○田中教育長 前馬学校教育課主任。

○前馬学校教育課主任 ありがとうございます。今おっしゃっていただいたような
方針も踏まえまして、結果を平均点や平均正答数のみならず、学校の具体的な取組み
への支援となるような資料となるように、結果の概要をまとめたり、分析に繋げてい
けるように本調査を活用したいと考えております。

以上です。

○田中教育長 ほか、何かございますでしょうか。

○田中委員 教育長。

○田中教育長 田中委員、お願いします。

○田中委員 加えてになるかもしれないですけれども、説明の中に学校運営協議会
でもこの件に関しては検討しておられて、できたら中学校区全体という視点から進め
ていくことができたらと書いていただいているのですが、例えば、この具体的な何か
事例とか、学校運営協議会でこんなことをお話しして、こういう方向で進んでいると

というようなことをお聞かせいただけたらと思います。

○前馬学校教育課主任　　教育長。

○田中教育長　　前馬主任。

○前馬学校教育課主任　　ありがとうございます。私が今年度参加いたしました樟風中学校区の学校運営協議会の会議のエピソードとなるのですが、各学校長が結果分析について、地域の方々にご説明をされました。その中で、まず地域の方々からいただいたお声としましては、学校の子ども達、また先生方も含めて、これだけ頑張っているということが、こういうことを説明していただかないとなかなか分からないので、その数値が良い悪いとかということだけじゃなくて、まず説明していただけることが非常にありがたいというような肯定的なお話をいただきました。そして小学校6年生の段階では、仮に数値として成果が表れなくても、中学校3年生のときに非常に成果が見て取れる項目や教科等もございましたので、これが9年間を見取るということなんだということなんかも、非常に肯定的なお話をいただきましたので、他の中学校においても、そのような取組みがさらに進むように指導していきたいなというふうに思っております。

○市川学校教育課主幹　　教育長。

○田中教育長　　市川学校教育課主幹。

○市川学校教育課主幹　　前馬に付け加えまして、ある中学校では、小学校の児童を対象に土曜日学習を隔週ぐらいでやっており、開催していない土曜日に学習会を実施して、子ども達の学びを地域で支えるという取組みもしています。そこに関わるメンバーが、学校運営協議会の委員の中にもおりまして、それを踏まえて、全体の会議の後に、その中身を話し合う時間を設けていたりするのですけれども、ではどういうふうな形で次取り組んでいこうかというような話をしているということも聞いております。

○田中委員　　教育長。

○田中教育長 田中委員。

○田中委員 どうもありがとうございます。やはり子どもを育てるのって本当に時間がかかることですし、やはり中学校に行って、結果が出てきたということを小学校の先生たちが聞くことも、自分のやっていることに対する自信にも繋がっているのではないかなと、今のご報告を聞いて思いました。ぜひ進めていただけたらと思います。

○田中教育長 ほかにございますでしょうか、よろしいですか。

それでは、ほかにないようでございますので、採決いたしたいと思います。議案第3号につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中教育長 異議なしと認め、議案第3号につきましては、決定いたしました。

次に、協議事項に移ります。協議事項1「守口市こども計画（案）について」説明をお願いします。

○津田子育て支援政策課長代理 教育長。

○田中教育長 津田子育て支援政策課長代理。

○津田子育て支援政策課長代理 それでは、協議事項1、守口市こども計画（案）についてご説明いたします。資料につきましては、別冊「守口市こども計画（案）」につきまして、ご覧いただきますようお願いいたします。本市では、令和2年度から令和6年度の5年間を計画期間とする第2期「守口市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの豊かな成長とともに支え、育むまち守口を基本理念に、様々な子育て支援施策に取り組んできました。また、令和5年度には、「守口市子どもの貧困対策推進計画」を策定し、本格的な子どもの貧困対策の推進に取り組んでまいりました。今回策定しました守口市こども計画（案）は、第2期計画及び貧困対策推進計画の計画期間終了に伴い、令和5年4月に施行されたこども基本法に基づく、市町村こども計画として策定するものでございます。こちらの資料は、去る令和6年12月17日に開催した第44回守口市子ども・子育て会議にて、当会議から市に対して提出

された答申書の内容をベースとし作成した守口市こども計画（案）でございます。こちらにつきましては、現在パブリックコメントを実施しており、令和6年12月25日から令和7年1月23日までの期間で、多くの市民の方から幅広いご意見を募集しているところでございます。今回の守口市こども計画（案）の中の今後の教育・保育の確保方策の1つとして、市立にじいろ認定こども園の民間移管が含まれております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき、守口市教育委員会の意見を聞かなければならない守口市立幼保連携型認定こども園に関する事務を定める規則においては、守口市立幼保連携型認定こども園の設置、休止及び廃止に関することは、教育委員会の意見を聞かなければならないこととされております。先ほど申し上げましたとおり、現在パブリックコメント中でございますので、計画策定は、いただいた意見を踏まえた上で、2月頃の策定を予定しております。計画が策定された暁には、市立認定こども園条例等の改正が必要であることから、改めてこちらの教育委員会定例会に守口市こども計画（案）及び守口市立認定こども園条例の一部を改正する等の条例案として議案を提出させていただくこととしておりますが、本日は協議事項として、守口市こども計画（案）の内容についてご報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。なお、守口市こども計画（案）については、142ページにわたり幅広い内容を掲載しておりますが、今回は認定こども園の民間移管に係る部分のみについて説明をさせていただきます。

お手元資料の109ページをお願いいたします。本計画においては、記載している地図の3エリアに分けて分析を行っております。110ページにまいりまして、ここからは、1号認定から3号認定までの認定区分ごと、エリアごとに各教育・保育の量の見込みを推計し、それに対する確保方策の値を記載しております。

110ページから116ページにかけて、それぞれの認定区分の一番上が全体の量、その下に東部、中部、南部と記載をしております。それぞれの表の一番下、2-1と書いてある行については、ここがプラスになっておりましたら、量の見込みに対して

確保方策が上回っている、つまり足りているということになります。例えば110ページの1号認定、新2号の認定部分、いわゆる幼稚園部分でございますが、全てのエリアでプラスとなっておりますので、充足している状況でございます。

115ページをご参照いただきたいと思います。3号認定、いわゆる保育所区分の1・2歳につきましては、東部エリア及び中部エリアでマイナスになっている。つまり足りていないということを示していますが、一方で、南部エリアについてはプラスとなっているので、充足していることを示しております。しかしながら、東部エリア及び中部エリアのマイナスのほうが大きいと、市域全体を見ましてもマイナス、つまり足りないということになっております。

117ページにまいりまして、今後の受け皿確保の方策について記載をしております。まず、確保方策の考え方についてでございます。2号認定の中部エリア、並びに3号認定のゼロ歳児、1・2歳児の中部及び東部エリアについて、確保方策が不足する見込みとなっております。特に3号認定の1・2歳児の中部及び東部エリアにおける量の見込みに対する確保方策について大幅な不足が生じる見込みとなっております。このことから、今後早急に更なる確保方策を講じる必要があることが示されております。そのため、本市がこれまで進めてきた今後の教育・保育の確保方策については、民間主導により、その時点時点の状況に合わせた定員確保策を民間園に柔軟に講じていただき、行政として民間園の取組みをしっかりと後押しすることで、的確な受け皿を確保する形、つまり、公私連携による確保方策の確立・推進との考え方にに基づき、今後の確保方策について、以下の項目を中心に実施を検討していきます。

確保方策の具体的項目といたしまして、「【1】東部エリアにおいて、公立認定こども園の民間移管に伴う定員拡大と利用児へのサービスの拡充を図ります。・施設規模及びエリア毎の確保方策を踏まえ、令和9年度に市立にじいろ認定こども園を民間移管する。【2】中部エリアにおいて、民間移管する市立（外島）認定こども園の施設整備（建替）の促進による定員拡大を図ります。【3】民間認定こども園等の保育

人材の確保、医療的ケア児、配慮が必要な児童の受入れ支援を含む教育・保育サービスの「質」及び「量」の充実に向けた更なる支援を進めます。①「認定こども園等障がい児保育・看護師配置補助金」の補助基準額の拡充、②更なる保育士の確保方策の充実、③保育士等への研修の充実、④巡回支援の充実 など」を掲げておるところでございます。以上、申し上げた内容を本市の教育・保育の確保方策として計画（案）に盛り込んでおります。なお、守口市子ども・子育て会議からの同計画への答申におきましても、にじいろ認定こども園の民間移管については、丁寧な説明を行うことで、在園児及び保護者に不安等を与えることのないよう、十分に配慮すること、移管先法人の選定に当たっては、将来にわたってよりよい教育・保育環境となるよう、保護者の意見等も踏まえ、学識経験者等の外部専門家を交えて、公平・公正に選定することを附帯意見としていただいております。本市といたしましては、既に在園児の保護者への説明会をこれまでの間２回開催し、守口市こども計画の検討状況等について説明してまいりました。引き続き、守口市子ども・子育て会議の附帯意見等も踏まえ、在園児・保護者への丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。

守口市こども計画（案）に係る説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○田中教育長 ありがとうございました。ただいまの内容につきまして、何かご意見・ご質問等がありましたらお願いいたします。

○古川委員 教育長。

○田中教育長 古川委員。

○古川委員 ありがとうございます。子育てしやすいまちづくりは、すごく大事な課題かなというふうに思っています。特に３つ目のところかと思いますが、保育人材の不足でありますとか、障がいのある子どもの受入れ、医療的ケア児への支援とか、いろいろ文科省も関心を持っておられるところかと思っております。乳幼児・幼児・幼小連携とかの観点もございまして、ここに書いておられるこの方策がどのようにこ

れまで拡充してきたのかというふうなことをぜひ具体的に数字等も含めて教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○大下子育て支援政策課長　教育長。

○田中教育長　大下子育て支援政策課長。

○大下子育て支援政策課長　民間園の支援のところの具体的なところですけども、これまでの間からいろいろと保育士確保策につきましては、保育士確保の40万円ほどであったりとか、障がい児の補助金の拡充など様々しております。しかしながら多岐にわたっておりますので、また次回、議案として上げるまでに分かりやすい資料を作成して、また事務局を通じて委員の皆様にお示しさせていただきたいと思いますので、それでもよろしいでしょうか。

○古川委員　教育長。

○田中教育長　古川委員。

○古川委員　はい、よろしくお願いいたします。

○田中教育長　ほかにいかがでしょうか。

○田中委員　教育長。

○田中教育長　田中委員。

○田中委員　パブリックコメントで出た意見ということにも関わってくるのですが、先ほどできるだけ保護者の方や園児の方にご理解をいただくために2回ほど説明会をしたとご報告をいただいたのですが、どのようなご意見が出たのか出なかったのか、説明会で出たご意見の内容を把握しておられましたら教えてください。

○大下子育て支援政策課長　教育長。

○田中教育長　大下子育て支援政策課長。

○大下子育て支援政策課長　これまでの間、2回保護者の方に説明を行ってまいりました。それまでの間も子ども・子育て会議で議論しますということも、保護者の皆様に適宜情報共有させていただいて、子ども・子育て会議の審議状況を見に来られた

保護者の方もおられました。1回目の保護者説明会では、やはり公立認定こども園で入ったということです、公立認定こども園として、配慮が必要な児童のことであつたり、そういったところにご意見を添えている方もおられましたし、また、もし新たに事業者を選定するのであれば、やはり保護者の声を反映して、しっかりとした事業者を選んでいただきたいという声もございました。その声につきましては、随時保護者説明会の中でお答えさせていただきましたし、また、パブリックコメントの返しの説明会も第3回目の保護者説明会も今予定しておりますので、そのあたりは保護者の方にしっかりとご納得いただけるように、市としてしっかりと説明させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田中委員 教育長。

○田中教育長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。ここの117ページにも、「質」及び「量」の充実と書いてございますので、先ほどお聞きしたことも含めまして、質的なことも、また次回お教えいただけるとありがたいと思います。

○大下子育て支援政策課長 教育長。

○田中教育長 大下子育て支援政策課長。

○大下子育て支援政策課長 でしたら、その民間の支援の中で量の部分、お金の部分に加えまして、いわゆる質の部分であつたりというところも分かるようにして、委員の皆様提供できるように一度検討させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○田中教育長 ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次の報告事項に移ります。報告事項1「令和7年度 府費負担事務職員の市籍割愛について」の説明をお願いします。

○赤城主幹 資料をお配りいたします。

○水野学校教育課長　　教育長。

○田中教育長　　水野学校教育課長。

○水野学校教育課長　　それでは報告事項１、令和７年度府費負担事務職員の市籍割愛につきまして、ご説明いたします。今お配りしました資料をご参照いただきますようお願いいたします。本市では、令和４年度に守口市立学校共同学校事務室を設置し、これまでに蓄積された学校事務の共同実施に係る実践内容を市内全体で共有することなどにより、学校事務における処理体制の効率化及び学校運営の支援等を推進してまいりました。また、各中学校区等においては、経験年数の浅い事務職員の育成に向けた職場内研修の実施や、コミュニティスクールにおける事務局の一員として事務職員が参画し、学校と地域を繋ぐ役割の一端を担うなど、市内全体の事務職員の資質向上を図りながら、学校組織の一員として、事務職員がそのマネジメント機能の一翼を担う体制づくりを促進しているところです。なお、令和６年８月２７日には、国の中央教育審議会答申、令和の日本型教育を担う質の高い教師の確保のために、環境整備に関する総合的な方策等において、全ての子ども達へよりよい教育の実現に向けて、学校のマネジメント体制の充実が求められているところです。これらを踏まえ、本市の取組みの更なる促進に向け、府費負担事務職員の市籍割愛を考えております。本市には現在２７名の事務職員が在籍しておりますが、これまでリーダーを担っていた職員が今年度末で役職定年を迎えるなど、次の世代を担うリーダーの育成も急務となっております。市籍割愛した事務職員には、学校マネジメント機能の強化に資する事務職員の在り方についての研究推進、共同学校事務室の円滑な連携による更なる総務・財務・事務の効率化などに係る職務を担わせる予定をしており、その業務を進める中で、知識・技能の向上や企画力、調整力の更なる高まりも期待しています。また、将来府費負担事務職員へ戻った際には、市職員としての経験や培った力を基に、市内全体の事務職員のリーダーとして活躍させたいと考えております。

以上、報告とさせていただきます。

○田中教育長　説明が終わりました。このことについて、何かございましたらお願いいたします。

○古川委員　教育長。

○田中教育長　古川委員。

○古川委員　ご質問ですけれども、このような形で事務職員の方が市のほうに割愛されるというのは、ほかにも例があるのでしょうか。

○赤城学校教育課主幹　教育長。

○田中教育長　赤城学校教育課主幹。

○赤城学校教育課主幹　失礼します。他市でいいますと、門真市は市籍割愛をして、事務職員の資質向上、また、行政と現場の関係づくり、行政の推進に努めているというふうに聞いております。

○田中教育長　よろしいですか。

　ほか、いかがでしょうか。

○杉岡委員　教育長。

○田中教育長　杉岡委員。

○杉岡委員　根本的なお話で申し訳ないですが、「市籍割愛」という言葉の意味が分からないので、もっと分かりやすく説明すると、どういうことなのかを教えてください。

○赤城学校教育課主幹　教育長。

○田中教育長　赤城学校教育課主幹。

○赤城学校教育課主幹　失礼します。学校にそれぞれ配置しています事務職員は、大阪府の職員として学校の事務を司る職として、特に財務とか総務、もはや今の時代は教職員、教員だけでは学校運営は成り立ちませんので、ハード面をしっかりと支えていただくような、そういう存在です。教育委員会としましても、その事務職員と調整を図りながら教育委員会の行政の施策であったり、あと備品の購入であったり、あ

とは職員の給与とか保険とか、そういうところもしっかりと連携を取りながら進めているところです。私達のような指導主事である現場の教員が教育行政に市籍割愛で携わり、現場の目線も持って教育行政を進めていくというところと同じように、事務職員の市籍割愛をさせていただいて、より現場のニーズとか、そういうところもしっかりと視野に入れて教育行政を進めていく、また、その事務職員は共同学校事務室の調整役をしていただいていますけども、共同学校事務室とも更にしっかりと調整を図れるというふうに考えております。以上です。

○杉岡委員　教育長。

○田中教育長　杉岡委員。

○杉岡委員　内容は入ったのですが、「市籍割愛」というその言葉の意味が分からないです。

○赤城学校教育課主幹　教育長。

○田中教育長　赤城学校教育課主幹。

○赤城学校教育課主幹　簡単に言いますと、府の職員である事務職員が教育委員会に来て、市の職員になるということです。私たち指導主事ももともと大阪府の職員、教員として働いていましたけども、指導主事として教育委員会に来た今は市の職員として働いておりますので、そのことを市籍に割愛するというふうに言います。

○田中教育長　少し補足します。大阪府の職員は、大阪府教育委員会が任命権者です。守口市の職員は、守口市が、任命権者なので、要するに会社が違うのです。会社が違う人を動かす、そういう行為を人事用語で割愛と言うのですね。あまり耳慣れない言葉なのですが、割愛をするときは、一旦府のほうには退職届を出してもらいます。こっちで改めて採用という行為を行います。それを現場の先生方がこっちに来るときは同じように退職届を出して、こっちで採用して、戻るときにはこっちに退職届を出して向こうで採用と、そういう行為を人事の作業では割愛と言っています。

○杉岡委員　そんなことが行われているとは、知りませんでした。よく分かりまし

た。ありがとうございました。

○田中教育長　　よろしいでしょうか。

それでは、この件については終わりたいと思います。

本日の日程は以上でございます。

では、定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会　午後４時２５分